

令和三年六月二日提出
質問第一五四号

薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する再質問主意書

提出者
山井和則

薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する再質問主意書

政府による「衆議院議員山井和則君提出薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問に対する答弁書」〔内閣衆質二〇四第一三七号〕（以下、本件答弁書）について、答弁の内容を明らかにするため、次のとおり再質問します。

一 薬剤師による注射などのワクチン接種について、本件答弁書では「薬剤師が当該行為を適法に業として行うことができることとするためには、（中略）立法措置が必要となると考えている。」と回答があった。これは、厚生労働省が、有識者による検討会等による議論を経て、歯科医師のように「違法性阻却を確認する通知」を出しても、薬剤師は注射によるワクチン接種をできないという意味ですか。それとも「違法性阻却を確認する通知」により、薬剤師が注射によるワクチン接種をできる可能性はゼロではないのですか。

右質問する。